

一般貸切自動車(貸切バス)運送事業の新運賃・料金制度について

一般貸切自動車(貸切バス)運送事業の運賃・料金制度が改正されました(2014年4月1日より適用、6月30日までは旧運賃から新運賃への移行期間)。

これに伴う、弊社教材『2014 国内運賃・料金』での改訂(差替え)箇所を以下のとおりご案内させていただきます。

(株)JTB 総合研究所
2014年5月19日作成

改訂箇所	旧	新
P.188 (1)運賃と料金	(省略)	別紙1に差替え
P.189 【運賃の種類と適用範囲】	(省略)	別紙2に差替え ※時間・キロ併用制運賃への一本化
P.190 (4)料金の種類と適用範囲	(省略)	別紙3に差替え ※交替運転者配置料金の新設と、待機料金、回送料金、航送料金の廃止 (時間・キロ併用制運賃への包含)
P.190 (5)端数処理 ①	距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。ただし、回送キロについては、 <u>1km未満は1km単位に切り上げる。</u>	距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。 ※「ただし」以降を削除
P.192 一般貸切バス運賃料金表	(省略)	別紙4に差替え
P.193 (現在白紙)	(白紙)	別紙5の運賃・料金計算例を挿入
P.197 【理解度チェック】 1.	(省略)	別紙6に差替え
P.198 【理解度チェック】 4. (3)および(4)	(省略)	別紙7に差替え
P.226 理解度チェックの解答	1. ならびに 4. (3)(4)の解答	別紙8に差替え

別紙 1

(1) 運賃と料金



別紙 2

【運賃の種類と適用範囲】

運賃は、以下の方法により計算した (1) 時間制運賃と (2) キロ制運賃の額を合算する。

(1) 時間制運賃	<p>① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間で、回送時間を含む)を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。 ただし、走行時間が3時間未満の場合は3時間として計算する。</p> <p>② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼・点検時間とする。</p> <p>③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間(乗船してから下船するまでの時間)は8時間を上限として計算する。</p>
(2) キロ制運賃	<p>○ 走行距離(出庫から帰庫までの距離で、回送距離を含む)に1キロあたりの運賃額を乗じた額。</p>

別紙 3

【料金の種類と適用範囲】

深夜早朝運行料金	<p>○ 22時以降翌朝5時までの間に点呼・点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合に適用する。</p> <p>○ 上記時間帯の該当時間に、1時間あたりの時間制運賃及び交替運転者配置料金の合算額を乗じた額の2割増以内とする。</p>
特殊車両割増料金	<p>○ 以下の条件にあてはまる車両について、運賃の5割以内の割増料金を適用する。</p> <p>① 標準的な装備を超える特殊な設備のある車両</p> <p>② 車両購入価格の定員1座席あたりの単価が、標準車両の定員1座席あたりの単価より70%以上高額である車両</p>
交替運転者配置料金	<p>○ 法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合と、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合に適用する。 ※P.192の交替運転者配置料金の上限と下限の範囲で計算する。</p>

別紙 4

一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲

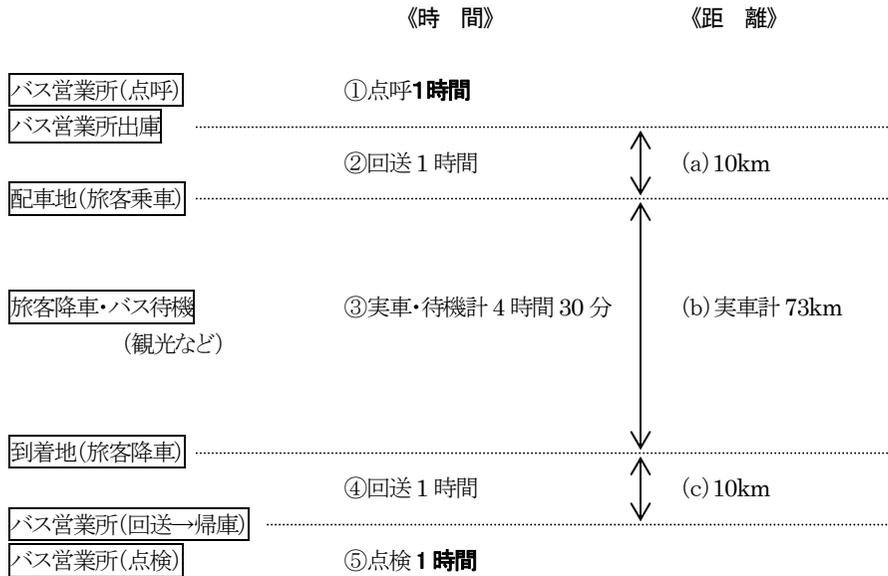
(単位:円、税別)

			北海道		東北		関東		北信越		中部	
			上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	120	200	140	170	120	170	120	160	110
		中型車	150	100	170	120	150	100	150	100	130	90
		小型車	120	90	140	100	120	80	120	90	110	80
	時間制運賃 (1hあたり)	大型車	6,130	4,250	7,460	5,160	7,680	5,310	7,350	5,090	7,660	5,310
		中型車	5,180	3,580	6,290	4,360	6,480	4,490	6,210	4,300	6,470	4,480
		小型車	4,450	3,080	5,410	3,740	5,560	3,850	5,330	3,690	5,550	3,850
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	20	10	20	10	40	30	30	20	20	20
		時間制料金 (1hあたり)	2,730	1,890	2,610	1,810	3,080	2,130	2,820	1,950	3,340	2,310
	深夜早期運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内									
	特殊車両割増料金		運賃の5割増以内									

			近畿		中国		四国		九州		沖縄	
			上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	120	210	150	140	100	150	100	250	170
		中型車	150	100	180	130	120	90	130	90	210	150
		小型車	120	90	150	110	100	70	110	80	180	120
	時間制運賃 (1hあたり)	大型車	8,660	5,990	7,230	5,010	7,300	5,050	6,910	4,790	5,870	4,060
		中型車	7,310	5,060	6,100	4,230	6,160	4,260	5,830	4,040	4,960	3,430
		小型車	6,280	4,340	5,240	3,630	5,290	3,660	5,010	3,470	4,260	2,950
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	30	20	40	30	30	20	10	10	50	30
		時間制料金 (1hあたり)	3,130	2,170	2,770	1,920	2,630	1,820	2,700	1,870	3,040	2,110
	深夜早期運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内									
	特殊車両割増料金		運賃の5割増以内									

別紙 5

運賃計算例：北海道内発着の日帰り行程で、大型車・上限運賃を適用した場合



時間制運賃の計算

① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 8時間30分 → (30分以上1時間に切り上げ) → 9時間
1時間あたり大型車(上限) 6,130円 × 9時間 = 55,170円

キロ制運賃の計算

(a) + (b) + (c) = 93km → (10km未満10kmに切り上げ) → 100km
1kmあたり大型車(上限) 170円 × 100km = 17,000円

したがって

時間制運賃+キロ制運賃

(55,170円 + 17,000円) × 1.08(消費税加算) = 77,943.6 → (1円単位に四捨五入)

→ **77,944円**

別紙 6

理解度チェックー3 [社線]

1. 次の文章は、貸切バスの運賃・料金について述べたものである。□の中に入力された数字を正しい数字を記入しなさい。
- イ. 時間制運賃の算出の際、走行時間以外に、バスの出庫前および帰庫後の点呼・点検時間として合計□(1)時間が加算される。
- ロ. 時間制運賃の算出において、走行時間が□(2)時間未満の場合は□(2)時間として計算する。
- ハ. 深夜早朝運行料金は、□(3)時以降翌朝□(4)時までの間に、点呼・点検時間や走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合に適用される。

別紙 7

4. 貸切バスに関する次の記述で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

※(3)(4)の差替え

- (3) 配車から旅客が降車するまでの時間が1時間となる運送契約をした場合の運賃は、走行時間1時間として計算すればよい。
- (4) 同じ発着地と行程で片道乗車(実車)で片道回送になる場合と、往復乗車(実車)になる場合では運賃は異なる。

* 上記「理解度チェック」の解答解説は、次ページ別紙 8 に記載します。

別紙 8

理解度チェックー3 [社線] 差替え問題の解答解説

1. イ (1) 2
ロ (2) 3
ハ (3) 22 (4) 5

4. (3) × 「走行時間」は、出庫から帰庫までの拘束時間であり、「回送」時間も加算される。また、走行時間が3時間未満の場合は3時間として計算する。
なお、「時間制運賃」の計算では、さらにバスの出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、それぞれ1時間ずつ計2時間が加算されるため、回送時間を含む走行時間が1時間であっても、「時間制運賃」の計算は5時間(最低3時間+点呼・点検時間2時間)として計算することとなる。
- (4) × 「回送」は運賃として位置づけられているため、「片道乗車(実車)で片道回送」と「往復乗車(実車)」のいずれの場合も、発着地と行程が同一であれば運賃は同額となる。

以上